

平成30年度 事業計画

I. 基本方針

国と地方を併せた長期債務残高が、遂に1,100兆円を超える勢いで、これはGDPの2倍を超える数字であり、受益と負担を適正に見直して中福祉・低負担からの脱却を図り少子高齢化社会に対応する応分の負担を求めるべき、という「社会保障と税の一体改革」の理念からは逆行しているといわざるを得ない。

所謂消費税率10%への改正が2019年10月へ再延期され、一方で社会保障は充実させるという状況であります。

法人会としては、財政健全化の取り組みを徹底させ経済の活性化を図るため中小企業対策及び税制的な措置を大胆に断行すべきであることを申し上げてきました。

取り分け日本橋法人会は、基本理念である「企業及び社会の健全な発展に貢献する納税者団体」として、「税」に関する事業を通じ申告納税制度の推進と納税思想の高揚に貢献し「国政の健全な運営の確保」に寄与していくことを基本方針として取り組んで参りました。

特に、当会は歴史的に「事業承継税制の確立」に力を注いできたのは周知の通りであり、永年の地道な努力により徐々にではあるが改正をみてきたところであります。また今般の改正に於いて更なる緩和措置が一部施されましたが、未だ途上であることは否めません。今後も引き続き更なる改正要望を行って参ります。

法人会を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いており、特に未だ下げ止まりにない会員数の減少であります。

日本橋管内の法人数は増加しているが会員数は減少するという状況で、その一因として管内の再開発により既会員が管外へ転出、反して転入法人及び新設法人の加入が進んでいないことにあります。

会員増強は「組織と財政の安定の基盤」であり、今事業年度も力強くこれを推進していくことが必須であります。

更に、支部活動の活性化が必要であり、本支部の相互信頼関係の醸成に努めると共に、引き続き支部の個別事情を考慮しつつ支部合併を推進していくこととします。

会員企業をはじめとする一般の納税者に対し有用な情報を適時に広報誌並びにホームページを通じ広報を行い、参加を呼びかけ、公益事業の拡充・推進、会員相互の交流に心掛けて参ります。

II. 重点施策

1. 会員増強は、会の存続に係わる重要な施策であり、会員の減少に歯止めを掛け、会員数を増加に転じるための各種方策を協議し、各支部をはじめ関係各位の協力を得て推進していくこととします。

2. 税制改正については、実施が2019年10月に決定している消費税率8%から10%への引き上げと同時に、軽減税率の適用も予定されているが、既に実施している欧米諸国を例に、また中小事業者への事務負担や徴税コストの増大からみても2%の増差に対する政策としては労多くして益無し、更に低所得者救済とはなり得ず、むしろ低所得者救済には簡便な直接助成制度の創設という選択肢もある中では、現行の軽減税率の導入には絶対反対である旨要望書を提出してきたところであります。

本年度も、引き続き軽減税率の導入については強く反対して参ります。

当会は、事業承継の円滑な実現のための税制の確立、また企業の立場から適正・公平な税制実現についての調査研究を行い、公益財団法人全国法人会総連合が取り纏める「税制改正提言書」の作成にも協力し、法人会の総意である税制改正提言書について、政府・国会・関係官庁に、その実現に向け働きかけていくこととします。

また、国税庁が推進しているいわゆるe-Tax並びに地方税のeLTaxの会員利用率拡大に向け今年度も一層の努力をしていきます。

3. 公益事業の推進については、特に今事業年度は2019年10月から実施予定の改正消費税について数多くの機会を通じ研修会を実施していきます。

また、事業承継について、近年後継者問題や多くの課題を抱えている中小企業があることに鑑み、この分野の研修も実施することとします。

また、昨年に引き続き情報セキュリティ関連、AI関連セミナー等も時代に即応した研修を実施します。

毎年実施している決算法人説明会、新設法人説明会、法人税等講座、改正税法、簿記講座、経営・経済講演、実務・教養講座等、会員の為の有用な研修並びに、税理士・弁護士・社会保険労務士による無料の税務相談・法律相談・労務相談は引続き実施します。

4. 当会の情報誌「にほんばし かわら版」を今年度も発刊し、税関係の記事を中心に時事情報、地元情報等の提供を行って参ります。

また、ホームページの充実により、会員並びに一般の方々に対し会の事業周知を図ると共に、従来にも増しての利用拡大に資することに努めます。

5. 本年度も「防災・防犯対策」、「環境問題」等、具体的な社会貢献活動について協議すると共に、併せて他の団体と連携を図りながら地域社会の発展

等に積極的に協力、推進していくことに努めます。

6. 厚生事業又は会員支援事業を通じ、会員が“親しみ、利用しやすい法人会”づくりを目指し努めて参ります。

Ⅲ. 主な事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会、決算法人説明会をはじめとする、各種税務研修会の開催
- (2) 個別税務相談の実施
- (3) 地区、支部、部会における税に関する研修会の開催
[担当：事業委員会・組織委員会・各地区・各支部・各部会]

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 納税表彰、絵はがき、「税を考える週間」における街頭広報キャンペーンの実施
- (2) 地域イベントを通じての税の広報活動
- (3) 広報誌やホームページによる税情報の発信
- (4) 国・地方が推進している e-Tax・eLTax の利用率拡大運動
[担当：総務委員会・社会貢献委員会・広報委員会・IT委員会・各支部・各部会]

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- (1) 税制に関する調査研究、税務行政に対する意見要望等の情報収集
- (2) 上部団体が実施するアンケートの取り纏め
- (3) 政府、国会、地元選出議員等に対する税制改正に関する提言の実施
- (4) 全法連主催の青年の集い、女性フォーラムへの参加による情報交換等の実施
- (5) 東京税理士会日本橋支部や中央区、都税事務所と情報交換、意見交換の実施
[担当：総務委員会・税制委員会・各部会]

4. 企業の健全な発展に資する事業

- (1) 経営、経理、労務、法務等に関する研修会の開催
- (2) 専門家による法律相談、労務相談の実施
- (3) ホームページによる企業情報の発信
- (4) その他の企業の健全な発展に資する事業
[担当：社会貢献委員会・事業委員会・広報委員会・IT委員会・各地区・各支部・各部会]

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 町内会、商店会等との各種イベント等への協力、共催等
- (2) 日本橋川浄化活動、中央区・都による防災、環境対策、エネルギー政策への関与

- (3) 防災・防犯研修・訓練等への参加
- (4) その他の地域社会への貢献を目的とする事業
[担当：社会貢献委員会・広報委員会・IT委員会・厚生委員会・各地区・各支部]

6. 会員の福利厚生に関する事業

- (1) 簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金事務(30年度より廃止)
- (2) 葬祭サービスに係る事業の実施
- (3) その他の会員の福利厚生に資する事業

[担当：厚生委員会]

7. 会員の支援に資するための事業

- (1) 会員企業及びその従業員等を対象とした各種保険事業の推進
- (2) 企業保全を目的とした事業の推進
- (3) 地域加盟店による各種優待制度の実施
- (4) 役員、会員を対象とした各種親睦会などの開催
[担当：総務委員会・厚生委員会・各地区・各支部・各部会]

8. 組織・財政基盤の強化

- (1) 会員増強運動の推進
- (2) 支部の合併と活性化の推進
[担当：組織委員会・各地区・各支部]

9. 部会活動の充実

- (1) 部会の特徴を活かした魅力ある事業活動の推進
[担当：特別研修部会、源泉部会、青年部会、女性部会]

10. 地区活動の充実

- (1) 正副地区長会並びに地区役員連絡協議会の開催
- (2) 関係官庁をはじめ各地区・支部相互の情報交換の充実
- (3) 地区ごとの合同研修会の開催
- (4) 支部合併のための協議と推進
[担当：各地区 各支部]

11. 会務運営の充実

- (1) 東法連及び全法連並びに他の関係諸団体との連絡協調
- (2) 支部との相互連絡協調の推進
[担当：総務委員会]

- (2) 予算運用の適正化
[担当：予算委員会]